



公共料金の減免について

今般の新型コロナウイルス感染防止のため、外出や行事等の自粛にご理解をいただきありがとうございます。

村では、村民生活や経済活動を支援するため村簡易水道使用料と村設置合併処理浄化槽の使用料について、減免を行います。

今後、再度の緊急事態宣言が発令され、今回同様の事態になった場合も使用料の減免等の措置を検討します。そのため、単独槽や汲み取り式便槽から合併処理浄化槽への転換をご検討いただき、村の清流を次世代に引き継いでいくことにご協力をお願いいたします。

減免内容は次のとおりで、今回の減免措置については、申込手続きは不要です。

項目	村簡易水道使用料	村設置合併処理浄化槽使用料
対象者	すべての申込者のうち減免期間に使用しているもの（村の公共施設は除外）	
減免期間	令和2年6月1日 から 令和2年9月30日 までの 4か月分	
減免内容	基本料金とメーター使用料を免除	使用料の半額を免除

減免の例

メーター口径別水道使用料の減免の例	基本料金	メーター口径	メーター使用料	小計	消費税等	1か月あたりの減免額	4か月あたりの減免額
1,400円		13mm	80円	1,480円	148円	1,628円	6,512円
		20mm	140円	1,540円	154円	1,694円	6,776円
		25mm	150円	1,550円	155円	1,705円	6,820円
		30mm	250円	1,650円	165円	1,815円	7,260円
		40mm	400円	1,800円	180円	1,980円	7,920円
		50mm	800円	2,200円	220円	2,420円	9,680円

浄化槽使用料の減免の例	人槽	1か月の基本使用料（税込み）	1か月あたりの減免額（半額）	4か月あたりの減免額
	10人槽以下の場合	2,600円	1,300円	5,200円

減免スケジュール

項目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
減免期間	通常	減免期間				通常		
水道料金支払	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
浄化槽料金支払		4・5月分		6・7月分		8・9月分		10・11月分

※9月使用分の口座振替期日は、11月2日（月）となります。

問合せ 建設課 ☎ 82-1222



あなたの命を守る防災タブレット

「緊急地震速報」や気象庁発表の「特別警報」、ミサイル等の発射時に国から配信される「国民保護情報」。防災タブレットではこれらをすばやく受信でき、村民の皆様の早期避難を支援します。



いざという時のため、いつでも電源を入れましょう

防災タブレットに関する各種問合せ 総務課 ☎ 82-1221